

平成27年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成27年3月20日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成27年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成27年 3月20日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成27年 3月20日 9時29分			議長	泉 敏 夫	
	閉会	平成27年 3月20日 12時10分			議長	泉 敏 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義 清	○	6	大 谷 功	○	
	2	藤 原 正 人	○	7	佐 戸 仁 志	○	
	3	濱 野 茂 樹	○	8	上 辻 亨	○	
	4	松 山 義 宗	○	9	泉 敏 夫	○	
	5	山 根 朝 子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 12名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	須 川 清 広	○	
	副 町 長	小 西 俊 朗	○	地域整備課長	白 須 剛	○	
	教 育 長	石 野 渡	○	総務課主幹	石 野 靖	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	地域整備課主幹	泉 吉 広	○	
	企画観光課長補佐	千 賀 和 孝	○	教育次長	梅 崎 良	○	
住民生活課長	上 山 富 夫	○	会計管理者	倉 正 人	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前 野 義 明	○	主 査	今 岡 敬 雄	○	
					昇 う た	○	
会 議 録 署名議員	4番	松山 義宗		6番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成27年3月20日(金)

午前 9時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根町の宝、伊根舟屋群を守る為、消火栓・防火水槽を増設してはどうか
消防訓練などで使用自粛している消火栓を自由使用してはどうか 佐戸 仁志
- 高浜原発再稼働について
使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関して
要介護者への「障害者控除認定書」の発行について
第7次伊根町高齢者健康福祉計画(案)、伊根町第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画(素案)に関して 山根 朝子
- 伊根ブランドの米作りについて 大谷 功
- 耕作放棄地対策について
特殊詐欺振り込め詐欺対策について 上辻 亨
- 小学校統合について 藤原 正人
- 地方創生法と伊根町総合計画について 和田 義清

日程第 3 議案第 2号 平成27年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 3号 平成27年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4号 平成27年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 5号 平成27年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 6号 平成27年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 7号 平成27年度伊根町介護保険特別会計予算

- 日程第 9 議案第 8 号 平成 27 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 27 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 11 議案第 26 号 平成 26 年度伊根中学校グラウンド舗装工事請負契約の締結について
- 日程第 12 意見書案第 1 号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
- 日程第 13 意見書案第 2 号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書
- 日程第 14 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根町の宝、伊根舟屋群を守る為、消火栓・防火水槽を増設してはどうか
消防訓練などで使用自粛している消火栓を自由使用してはどうか 佐戸 仁志
- 高浜原発再稼働について
使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関して
要介護者への「障害者控除認定書」の発行について
第7次伊根町高齢者健康福祉計画（案）、伊根町第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画（素案）に関して 山根 朝子
- 伊根ブランドの米作りについて 大谷 功
- 耕作放棄地対策について
特殊詐欺振り込め詐欺対策について 上辻 亨
- 小学校統合について 藤原 正人
- 地方創生法と伊根町総合計画について 和田 義清

日程第 3 議案第 2号 平成27年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 3号 平成27年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4号 平成27年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 5号 平成27年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 6号 平成27年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 7号 平成27年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 8号 平成27年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

- 日程第 1 0 議案第 9 号 平成 2 7 年度伊根町後期高齢者医療特別会計
予算
- 日程第 1 1 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度伊根中学校グラウンド舗装工事
請負契約の締結について
- 日程第 1 2 意見書案第 1 号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見
書
- 日程第 1 3 意見書案第 2 号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求め
る意見書
- 日程第 1 4 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成27年3月20日(金)
午 前 9時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) 本日はご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます、本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、松 山 義 宗 君

6番、大 谷 功 君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、伊根町の宝、伊根舟屋群を守る為、消火栓・防火水槽を増設してはどうか及び消防訓練などで使用自粛している消火栓を自由使用してはどうかを通告議題として、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

○7番(佐戸仁志君) おはようございます。

早速、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1月10日、高梨地区で発生した火災で伝建物である住宅兼舟屋が全焼し、住宅2軒、舟屋2軒が一部類焼するという事件が起きてしまいました。火災が起きた場所は家屋と家屋が接近し、人も通れず水利である海まで行けない場所であります。

聞いた話ですが、当日は土曜日の午後であり、消防団員の集まりも悪く、水利が通りにくかったこともあり、消火活動に手間取ったと聞いております。道路側から消火栓を使い初期消火をしましたが、水量も少なく思うように消火できずと聞いております。そうしているうちに消防艇が到着し、海から海水を使って消火し、鎮火したと聞いております。

残念ながら火元の伝建物の住宅、舟屋は屋根も焼け落ち、全焼となりました。隣家も住宅2軒、舟屋2軒が一部類焼してしまいました。類焼した西隣の隣家は2階上の物置に軒下から火が入り、2㎡程度屋根裏が焦げ、瓦五、六枚分屋根に穴があき、延焼、類焼をしないようにかけた海水がこの穴から2階、1階へと流れ、家全体が海水につかるということとなりました。

私は翌日、家の片づけのため電気の使用がしたいということで伺い、エアコンなどの電化製品は検査しましたが使用不可能、電気配線は全て漏電していて電気を送ることができない状態で、海水の塩分のすさまじさを痛感いたしました。

建築関係者に聞いたところによりますと、木が一旦海水を吸い込むと幾ら乾燥させてもじとじと湿気を保ち、なかなか乾かないそうであります。そういう前例などを考慮して、家主は解体されることとされました。火事の1カ月前に下水関連で水回りの大改修工事をしたばかりであり、大変悩まれたことと思います。工事に携わった者として大変残念でショックでなりません。火災の延焼を防ぐためとはいえ、屋根裏2㎡を焼いたことで解体となったことは残念で仕方ありません。

こう話すと、海水をかけた消防団が悪いように聞こえるかも知れませんが、私はもちろん、施主もそういうふうには思っておりません。類焼、延焼を防ぐためには仕方ないことであり、ただただ残念であります。我々住民、行政、消防団などなど、こんなことが二度と起こらないよう、起こさないよう、今後検証し、改善しなければならないと私は思います。

今回、海水でなく、消火栓、防火水槽などの真水だったらどうだったか。私が思うに、電化製品

は精密機械なのでだめだと思います。加悦洪水、宮津洪水、福知山洪水の経験で考えると、電気配線などは乾けば大丈夫であります。木も真水なら乾燥し、内装を修理さえすれば大丈夫であります。

昔から、伊根地区では消防団が消防艇を所有していることからわかるように、水利は海ということになっています。こんなことがもう起きないよう、海水でなく真水を使用し、水利としなければならぬ時期ではないでしょうか。残念ながら、高梨から平田、鳥屋とカラー舗装となり、道路を掘削するわけにはいきませんが、住民から将来建物を建てないという誓約などを結び、空き地となっている駐車場に、難工事ではありますが、各地区2基程度の防火水槽が必要ではないでしょうか。

伊根舟屋群は建物が建ち、密集していることが見る者を魅了させます。我々はこの舟屋群を一軒の解体もないよう保存しなければなりません。

町長にお聞きしたい。今までのように水利は海でいいのでしょうか。

もう一点、先日の予算質疑の中で、教育委員会のほうから近々舟屋群の防火計画を作成するとお聞きいたしました。私も舟屋群を守るため、消防団とは別の、住民による初期消火が行われる団体をつくり、月に1度ぐらい各地区で集まって訓練するというふうなことをやらなければならないと思っております。

なぜそう思うのか。最近起こる伊根町内の災害は土日、休日などが多く、消防団員が地元にはいないことがよくございます。平日でも仕事で地元にはいない者も多いので、ここで元消防団員の中高年に初期消火をお願いしてはどうかと思います。私が思う中高年の訓練は消火栓のみの訓練であります。消火栓を使い、いかに早く初期消火を行うかの訓練です。しかし、伊根地区内の消火栓は水が残るという理由で訓練には使用しないということになっていると思います。私も初代の第一分団長をさせていただき、職業も水道屋ですが、こうすれば使用できるというのは薄々はわかっていますが、全開にし使用する操作をしたことは一度もありません。消火栓を訓練で使用すべきだと思います。

与謝野町消防団では訓練で消火栓を使用します。水出し操法訓練のタンクに水を張るのも消火栓を利用しております。使用する前に防災無線等で放送し使用する、やはり水は濁るそうです。織物の染物工場から苦情が殺到したりすることもあるらしいんですけど、放送し使用します。何が大事であるかの考え方だと思われま。

私も伊根浦舟屋群を守るため、濁水期でない限り使用するべきだと思います。使用すると濁るとするのは、配管内壁についた水中の汚れが水流の早さで剥がれ落ち、水が濁ります。水流を遅くすることで安定し、濁りがとれるものと思います。放送し使用後、末端2本ぐらいの消火栓を少しあけ、濁り出しをし、1時間ぐらいすればきれいになるはずですが、ぜひ他市町がどうしているのかを研究し、有事の際に海水を使用せず真水で初期消火ができるようにしてはどうでしょうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、ただいまの佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

去る1月10日、高梨地区の火災では、午後4時過ぎに出火し鎮圧時刻が午後6時7分と消火に2時間を要し、火元は全焼、近隣の3軒に類焼を及ぼし、278㎡を焼失しました。4世帯9名が被災し、負傷者も出るという近年にない大きな火災となりました。改めて、被災されました皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れますようご支援申し上げますのでございます。

今回の火災を教訓に消火栓と防火水槽の増設を考えてはどうかというご質問でございますが、消火栓は初期消火に有効なものであり、今回の火災においても出火確知からおおむね20分間は使用されておりましたが、これは配水池の流量計で確認をしております。消防署、消防団の消防機材が到着して間もなく消火栓の使用は終わっております。つまり、各機材が水利を確保し、消火活動に入ってから消火栓は使用されていないこととなります。

消火栓は初期消火には大変有効であることは疑いのないものでありますが、あくまで消防署、消防団の消防機材が到着するまでの初期消火の水利であり、地元の消火機材でございます。

ちょっと通告書のほうでは理解できなかったんですけども、消火のためにもっと密に消火栓を配置せよということかと思いましたが、塩水をかけないために消火栓を増設しろと、そういうご意見

でした。ちょっとその辺のことはまだ理解できませんでしたので、私のお答えをつけさせていただきます。答えを続けます。

消火栓の増設についてですが、水道法では水道事業者に消火栓の設置を義務づけておりますが、これは上水道であります。本町のような小規模の簡易水道はそのような義務はございません。しかし、当然ながら消火栓は設置しております。また、消防法の水利基準では、防火対象物から120m以内に1基とされております。その場合、消火栓の間隔は240mになります。防火対象物、これから120m以内に1基ということです。防火対象物、両脇をいきますと、この間が消火材の消火栓、240mになります。都市計画の中で入っている場所でしたら、これが100mですから200mに縮まりますね。

そういう中にありながら、本町の簡易水道では防火対象物から120mならぬ50mで1基設置をしております。そうでありますから、消火栓と消火栓の間隔はこれは240mならぬ100mであります。おおむね100mであります。水利基準より大幅に密に設置をしております。初期消火水利として必要な条件は十二分に備えていると考えております。これをその100mの間にもう1本入れるとすれば、50m50mごとに消火栓1本、これはもう伊根地区内では無理ですね、場所がない。

防火水槽でございますが、その基準は容量がおおむね40tでございます。しかしながら、例えば消防艇の能力と比較しますと、消防艇の場合、毎分4t、今回2時間にわたって放水をしました。となりますと、480tであります。480tの防火水槽を、これ12基要るんですね、40tが。伊根地区内でそんなものは家を半分以上立ち退かしてもできませんね。なかなか難しいところあります。いわゆる水量だけで単純比較すると、防火水槽12基分の送水、水出しを消防艇はしたことになります。一刻を争う消火活動に際して、そこにある海水を使わずに防火水槽を整備をするというのは、選択肢としてはなかなか難しいと考えます。防火水槽は水利が不十分な場所にこそ整備するものと考えております。

次に、消火栓の訓練使用についてでございます。伊根町簡易水道等給水条例では、第23条第1項で「消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。」同条第2項で「演習に使用するとき、町長の指定する町職員の立会いを要する。」そのように規定をしております。消火栓演習使用届を提出いただければ、渇水時期でない限り自由に訓練はできます。水道水の濁り防止のためのよい道具も開発されておりますので、届け出は遵守していただきたいと思っております。使用自粛は消防団の判断でされていると思っておりますが、遠慮せずに区民の皆さんと相談、協力の上、訓練をしていただきたく思います。

また、議員いろいろとおっしゃってございました中で、他の市町の消防団に比べて、それは与謝野町では仕方ないでしょうね。水利が野田川いかない限りは町なかだったら全部消火栓でしょうね。しかしながら当地は、いろいろな事情がございますので、それなりに消防団も研究される、町も研究して現状があらうかと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 前回に引き続き、ちょっと質疑がちぐはぐになったのを申しわけなく思います。

それともう一点ですが、通告書には書きませんでしたのでお答えはよろしいんですが、伝建地区の外壁はほぼ強制的にといいますか、板張りとなっております。乾燥した板は燃えやすく、類焼、延焼を引き起こします。板張りの内部に土塀をつければいいのでしょうか、多額の費用がかかり、安価でできる耐火ボードを板張りの下に張るようなことに補助ができたならなと私は思います。伝建補助が始まったころ、一般質問で耐震の関係で基礎部の補助をしてはどうかというようなことをお聞きしましたが、その当時は基礎部の補助はないというふうにお答えをいただきました。現在、基礎工事も補助対象となっております。国、府にも働きかけて、耐震構造に続き、耐火、防火の構造も補助対象となるよう努力していただければと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、高浜原発再稼働について、使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関して及び要介護者への「障害者控除認定書」の発行について並びに第7次伊根町高齢者健康福祉計画（案）、伊根町第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画（素案）に関してを通告議題として、山根朝子君の発言を許します。山根朝子君。

○5番（山根朝子君） おはようございます。

質問通告書に基づき質問いたします。

まず初めに、高浜原発の再稼働についてです。

原子力規制委員会は2月12日、福井県の関西電力高浜原発3、4号機について、新規制基準を満たすと認める審査書を正式決定しました。しかし、規制委員会の田中委員長は「安全とも安全でないとも私は言いません」と語り、川内原発の審査書案了承を受けた記者会見でも田中委員長は「基準への適合は審査したが、安全だとは私は言わない」と語っています。安倍首相も国会答弁で「100%安全な原発はあり得ません」と答弁しています。政府も規制委員会も原発の安全は保証していないのです。

福島原発事故はいまだに収束せず、事故の真相も究明されていません。汚染水はコントロールされているどころか大量に海に流れ出ており、東電の情報隠しやその対応は住民との信頼関係を傷つけるものとなっています。今も12万を超える人々が避難生活を強いられる中、政府も規制委員会も原発に対する責任を放棄したまま、原発の再稼働が進められようとしています。

京都府と関西電力は2月27日に安全協定を結びました。その内容は、京都府が事前に意見を述べることができ、関電に回答義務があることを明記した内容のもので、京都府は立地自治体以外で電力会社に事前説明と回答を義務づける協定は全国で初めてだと言っています。しかし、これは新しく原子炉を増設する場合や、事故で停止をした場合にそれを再稼働させるときに関電に事前説明や府からの意見への回答を義務づけたというものであり、今回の再稼働についてはそれが前提にはなりません。

一番重要なのは自治体の了解を必要とする同意権がないことで、これでは事実上再稼働を後押ししていると言わざるを得ません。伊根町の一部は高浜原発から30キロメートル圏内にあり、緊急予防措置を準備する区域、UPZに含まれています。もし高浜原発で事故が起こった場合には、国、関電、京都府等との協議により、災害対策基本法に基づき、町長は必要に応じて避難指示を出さなければなりません。その対象人口は約1,500名です。伊根町全体の6割を超える人々が30キロメートル圏内に住んでいます。高浜原発の再稼働は伊根町にとって重要な問題と考えます。町民の安全を守るためには、住民の不安を訴えていくだけではなく、原発を再稼働させないという意味表明をするべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

原発再稼働に関連して、原発事故に対する避難計画について質問します。伊根町は原発事故に対する町民の避難計画を策定しています。しかし、避難計画自体については多くの自治体で作成してはいますが、計画どおりに避難を実施できるかどうかという点では難しいと答える自治体も少なくありません。伊根町の町外への避難先は京丹後市と精華町となっていますが、避難先との調整はどこまで進んでいますか。受け入れ避難所、受け入れ人数等を教えてください。また、広域避難となった場合は兵庫県の稲美町、播磨町が避難先となりますが、ここの調整もどの程度進んでいるのか、お聞かせください。

次に、使用済み核燃料の中間貯蔵施設について質問します。

原発の再稼働とあわせて考えなければならないのが中間貯蔵施設の問題です。全国原発敷地内の使用済み核燃料貯蔵プールが満杯状態に近づいており、関西電力でも原発を再稼働すれば6、7年で満杯になると言われています。そこで、関西電力は中間貯蔵施設の建設を検討しているわけですが、その候補地として八木社長は福井県外、港がある、発電所内と発言し、近畿各地の自治体に戸惑いが広がりました。

原子力発電で電気を得る限り、核分裂生成物、いわゆる死の灰の生成は避けられません。しかし、人類は死の灰は生み出せても死の灰を無毒化できる技術を持ち合わせてはいません。一口に死の灰と言っても、寿命の短いものもあれば長いものもあります。セシウム137は半減期は30年でそれが1000分の1になるまでには300年かかりますし、長崎原爆の材料にもなったプルトニウ

ム239の半減期は2万4,000年でそれが1,000分の1になるまでには24万年かかります。青森県六ヶ所村の貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターといいますが、そこでの貯蔵も50年をめぐにしたもので、24万年後の社会がどのようになっているのか想像することもできないというのが本当のところではないでしょうか。数十万年にわたって安全に管理できるということは科学的な根拠に乏しいと言えます。使用済み核燃料の行き場所はなく、中間貯蔵施設とは名ばかりで最終貯蔵施設となってしまうことは明らかではないでしょうか。

中間貯蔵施設の候補地として考えられる宮津市の火力発電所跡に中間貯蔵施設ができるようなことになれば、高浜原発とあわせて伊根町の住民はさらに放射能汚染のリスクを背負うこととなります。子供を持つ親御さんたちには子育てしやすく住みやすい伊根町でなくなることへの不安や心配が広がっています。町長はあるものを活用する、ない物ねだりはしないとおっしゃっていましたが、伊根町にあるもの、それは豊かで美しい自然だと思います。その自然が破壊される危険性を黙って見過ごすことはできません。人間は避難できても大地は逃げ出すことはできません。多くの恵みをもたらしてくれるこの大地や海を守ることが私たちの使命とも言えるのではないのでしょうか。放射能汚染はふるさとをなくしてしまうものなのです。伊根町としても中間貯蔵施設の根本的意味を踏まえて、近隣自治体と連帯して施設の建設を許さない意思を表明すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

続きまして、要介護者への障害者控除認定書の発行について質問します。

所得税法では障害者や勤労学生といった特別の事情を抱える人を対象とした特別人的控除が認められています。障害者控除では、障害者手帳を持っていなくても、65歳以上の要介護認定を受けている人で障害者に準じると認定された人は、市町村長の認定を受ければ控除の対象となります。

伊根町でも2月13日発行の広報伊根お知らせ版で、要介護認定を受けている方へ認定申請のお知らせが掲載されていました。しかし、この申請主義では障害者控除を受ける資格があっても、制度を知らないために申請しない要介護者が出てくることも懸念されます。ペーパーによるお知らせだけではなく、民生委員などの協力も得てお知らせを徹底するとか、町のほうで介護認定に合わせて控除の対象となると思われる人に申請書を送付するなどの手だてをとる必要があると考えます。

伊根町の要介護認定者数、このうち特別障害者控除及び障害者控除の認定書が発行された人数を教えてください。また、申請によって障害者控除が認められた人には翌年度からは認定書が自動的に発行される仕組みも必要かと思いますが、そのようなシステムに改善が可能かどうか伺います。

最後に、第7次伊根町高齢者健康福祉計画（案）、伊根町第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画（素案）に関連して質問させていただきます。

どちらの計画にも地域におけるリハビリテーション体制の促進、医療・リハビリテーション体制の充実の中にリハビリテーション専門職の採用や確保の検討という表現がされています。これらの計画の実施は3年をかけて順次整備し、実施していくのだという理解でよろしいでしょうか。

そうでしたら、3年後にようやくリハビリテーションの専門職が確保されるというのは、そのテンポは遅いのではないかと考えます。以前、町長は理学療法士の採用を試みたが思うように応募がなかったとおっしゃっていました。先日、与謝野町の石川診療所を見学させていただき、保健課長さんにもお話を伺いましたが、与謝野町でも理学療法士の採用はなかなか思うようにはいかず、たまたま結婚を機にこちらに引っ越してこられる理学療法士の情報を聞きつけ、採用することができたとおっしゃっていました。ですから、27年度中にはリハビリテーションの専門職の採用計画をしっかりと持ち、さらに採用してからの研修計画や業務の内容などを決めていく必要があると考えます。

また、宇川診療所が閉鎖されるという問題があります。入院部門は27年3月に、通院部門は28年3月にそのサービスを終了すると聞いています。伊根町からもリハビリテーションサービスを利用している方は多く、診療所の閉鎖をやめてほしいという署名の行動をされている方もおられます。

宇川診療所を利用されている人にお話を伺うと、脳血管障害等で体が不自由になると自分一人ではなかなか運動もできない、専門の人に体を動かしてもらってこわばりを取ったり、関節の柔軟性を保つことを手伝ってもらわないとすぐに動きにくくなる、それをしてもらった後で自分で運動す

ることで何とか体の状態を維持することができる、宇川診療所がなくなってリハビリができなくなったら自分一人で生活することは困難になるのははっきりしている、何とかしてほしいと切々と話してくださいました。

また、ほかの高齢の女性は、骨折などで手術をして病院ではリハビリをしてもらっても退院したらすぐに動きが悪くなる、退院後のリハビリが大事だと思うけど通院するのは大変だし、納得のいくまでしっかり入院中にリハビリさせてもらうしかないと思う、私も退院を言われたけれどももう少し入院でリハビリさせてください言うて退院を延ばしてもらったとおっしゃっていました。

障害者基本計画、障害福祉計画で述べているように、疾患の早期発見、治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援が行われるために、現在伊根町で大きく立ちおくられていると思われるリハビリテーションの充実のために力を入れていきたいと思っています。リハビリテーションサービスを必要とされている住民の方々に、そのサービスが中断することなく提供することを町として責任を持って実行すべきだと考えますが、町としてどのような手だてをとろうとされているのかを伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、高浜原発再稼働についてでございます。現在の高浜原子力発電所の状況、そして原子力災害広域避難にかかわる現在の状況をお示しし、最後に高浜原子力発電所再稼働に関する私の考えを申し述べさせていただきます。

現在の高浜原子力発電所の状況でございますが、原子力規制委員会は平成27年2月12日に高浜発電所3号機、4号機の原子炉設置変更許可申請を許可されました。既に工事計画認可申請、保安規定変更認可申請手続を進められており、あわせて立地自治体への再稼働に向けた同意手続が進められております。

原子炉設置変更許可の概要は、津波等から発電所を守るための防潮ゲートの設置、自然現象から発電所を守る備え、電源設備の多重化・多様化、そして重大事故等対策、いわゆる事故発生防止、事故進展防止、事故拡大防止について原子力規制委員会に申請され、許可されております。

一方、2月27日に高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書が京都府と関西電力株式会社との間で締結され、伊根町を含むUPZ圏内の7市町と京都府による高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書を取り交わしました。高浜発電所に係る地域協議会を設置いたしました。協定書、確認書の中で原子力発電所を再稼働させる場合には定期的に京都府へ連絡され、また増設、重要な変更があった場合は事前に説明があり、意見を述べることができます。

広域避難についてでございます。平成24年に災害対策基本法の改正に伴い、平成25年3月に伊根町地域防災計画の改正、伊根町原子力災害住民避難計画を策定いたしました。計画策定に伴い、西側への避難先は京丹後市、南側への避難は精華町、またこれ以上に避難を必要とする場合は関西広域連合の調整のもと、東播磨地区、稲美町、播磨町への避難となっております。

受け入れ避難所や受け入れ人数などにつきましては、計画策定段階から各関係機関と調整しており、その結果が京都府の原子力災害に係る広域避難要領として公開をされております。詳細な内容につきましては省略をさせていただきますが、京丹後市、精華町へ避難する場合の避難先は既に決定をしております。精華町では、精華台小学校466名、東光小学校487名、川西小学校297名、山田荘小学校309名、合計1,559名であります。京丹後市の場合は、丹後地域公民館732名、丹後社会体育館509名、旧竹野小学校253名、旧宇川中学校65名、合計1,559名となっております。

今後はこの計画に基づき、関係機関と細部について調整をし、伊根町地域防災計画を改正する予定でございます。また、引き続き関西広域連合の調整のもと、東播磨地区への避難について調整を行ってまいります。

原子力災害に伴う広域避難につきましては、複数の発生要因が重なる可能性があり、さまざまな不安定要素がございます。一旦計画を策定したから終わりではなく、随時関係機関と調整し、より具体的な計画になるよう改正をしております。

再稼働についてでございますが、そのような状況の中、原発は国のエネルギー基本計画において、

「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」として位置づけられております。国の姿勢として「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進め、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」、そのようにされております。

私も原発はないにこしたことはない、そう思います。しかし今、全ての原発の再稼働を認めず廃炉にしまえというのとは現実的でないのではないかと思います。ただいま申し上げました国の方針ともかみ合いません。今後は新設はやめる、廃炉にすべきものは廃炉にする、原子力規制委員会の規制基準に適合すると認められた場合、安全性が確保された場合には、国の責任で再稼働を認め、その後20年30年スパンで脱原発を図るべきに思います。

伊根町としては、確認書に基づく地域協議会、京都府を通じて疑義、意見を適時関西電力に伝え、原子力発電所の状況を随時注視し、対応してまいります。

使用済み核燃料の中間貯蔵施設についてのご質問にお答えをいたします。

議員が言われる、関西電力は福井県外で使用済み燃料の中間貯蔵施設建設を計画しているとの指摘があるのは、平成26年9月26日の関西電力の定例記者会見終了後、関西電力八木社長と記者との質疑のやりとりを聞かれてのことだと推察をいたします。記者の、中間貯蔵の候補地は何カ所か挙がっているのでしょうか、そのような問いかけに八木社長は、例えばとして、福井県外の関西電力の発電所の敷地の中で置けないかどうかは検討しておりますが、地元との関係や今後の戦略に差しさわりがありますので明言は避けますと回答されております。何も決まっていないのが現状だろうということだと思います。

伊根町が今後どのような行動をとるかは、先ほども申し上げたとおり、京都府と関西電力株式会社との間で締結されております高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書及び伊根町を含むUPZ圏内の7市町と京都府で取り交わしました高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書に基づき、そのような施設建設などが行われる場合は、京都府を通じて随時関西電力から情報提供を受け、京都府及び近隣市町としっかりと連携をし、意見し、疑義を正し、当地域と地域住民の安心・安全を守りたく考えております。

次に、要介護者への障害者控除認定書の発行についてでございます。障害者控除の周知については、これまでは広報お知らせ版のみでございましたが、今年度はお知らせ版に掲載したほか、町内事業所のケアマネジャーに障害者控除等にかかわる制度への理解とあわせて、該当すると思われる方々等に対して情報を提供していただくようお願いしてきたところでございます。この成果かどうかはわかりませんが、25年度は3名だった発行が、平成26年度は昨年12月31日時点で要介護や要支援の認定を受けている方244名中、特別障害者控除の認定書発行は2名、障害者控除の認定書発行は10名、合わせて12名に大きく増加をしております。この結果を踏まえ、今後も引き続き同様の周知広報に努めてまいりたく、あわせてお知らせ版の掲載回数もふやすなど、広報紙による周知の徹底にも努めてまいりたく考えております。

次に、リハビリ専門職の確保についてでございます。本町の第7次伊根町高齢者健康福祉計画や第2次障害者基本計画におきまして、地域におけるリハビリテーションの促進を図ることによって、お年寄りや障害を持った方々が「生き生きと暮らせるまち」「安心して暮らせるまち」「安心して介護サービスを使えるまち」そして、「地域みんなで支え合い 人を大切に共に生きるまち伊根」を基本目標は将来像として掲げております。

本リハビリに係る専門職の確保につきましては、町としても平成24年度から丹後地域リハビリテーション支援センター主催による伊根町のリハビリを考える会に始まり、平成25年度からは本町が主体となって、従来の保健医療福祉ネットワーク会議の中にリハビリから地域を考える部会を設け、理学療法士の参加もいただきながら、保健、医療、福祉関係機関が一堂に集まりまして伊根町のリハビリのあり方などについて会議を開催し、検討を重ねているところでございます。

また、伊根町診療所のあり方検討会の中でも、伊根町の医療や在宅介護を考える観点から、医療関係者や学識経験者並びに町内各関係機関や町民代表の方々からも、本町内でリハビリの受け皿づくりを進めることが必要であるとの意見もいただいております。

以上のことから、本町も重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりたく、その一環として、平成27年度のできるだけ早いうちに、臨時職員ではございますが、理学療法士1名の雇用を考えております。また、本町のリハビリテーションの基盤確保や運営等のあり方についても、引き続き検討を重ねてまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 私は福島県南相馬市への支援ボランティアに何度か参加しておりまして、そこでお会いした方はもう福島のことを忘れられてしまうのではないかと悲しい気持ちになるとか、仮設住宅でのこの生活になれてしまうことが怖いとか、夜になると寂しくて涙が出てくる、もう家族と孫と一緒に暮らすことは難しい、若いもんはもう福島には南相馬には帰ってこえへの違うかと、そういうことを言って本当につらい思いで大勢の方がまだ暮らしておられる実態を見してきました。

福島の事故から4年がたちまして、今全国的に福島原発事故から学ぼうという取り組みが各地で始まっています。ぜひ伊根町でも防災訓練、避難訓練と同様に、住民への原子力災害に対する啓発活動も積極的に行っていただきたいと、検討していただきたいと思います。

さらに、27年度早いうちに臨時職員で1名採用を検討されているということでちょっと安心しましたが、本当になかなか理学療法士が採用は難しいと思いますけれども、やっぱり町全体でいろんな人がアンテナを張りめぐらしてピピッと、そういうふうな思いがどれだけ強いかというところで情報が入ってくると思いますので、頑張ってくださいなと思います。

リハビリテーションの専門職の採用とその活用を本当に早く検討していただいて、早急にリハビリテーションのサービスが伊根町でもしっかりと行われるような活動というか、計画を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、伊根ブランドの米作りについてを通告議題として、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

政府の農林水産部・地域の活力創造本部は一昨年、農業基本法の抜本改革についてを決定し、米の生産調整政策を廃止するなど、農業政策を大きく転換させることを決めました。生産調整は国民の主食であり、百数十万人もの生産者がいる米の需給、需要、供給と価格を安定させる上で一定の役割を果たしてきました。転作の条件づくりなど、問題もありましたが、農家も産地も国が示す計画のもとで生産をしてきました。それを平成30年度に廃止をし、生産量も価格も市場任せにする米政策の大転換となります。同時に重大なことは、これが環太平洋連携協定、いわゆるTPP参加、米の輸入の増大を前提に、米への国の関与を全面的になくそうとしていることでもあります。その主な内容は、政府が生産目標を割り当て、それに基づき生産を行う農家に助成金を支給し、米の需給関係を安定させてきた従来のやり方をこれから後、3年後にはなくすというものであります。また、自民党農政が上げる攻めの農政に基づき、米以外の作物の生産振興や農業の多面的機能に着目した助成政策の組みかえなども行われます。

米に関しては生産目標の割り当てのほか、米の直接支払い交付金10アール当たり1万5,000円や米価暴落時の米価変動交付金などを廃止します。ただ、すぐに全廃すると現場が混乱するとして直接支払い交付金は26年度から半減をさせました。米価変動交付金などの収入影響緩和対策は26年度から廃止をしました。その後、対象を認定農業者、集落営農、認定就農者に限定をし、農業者拠出による仕組みへの移行が今、計画をされています。この政策変更は豊作や凶作時の変動が避けられず、生産者が百数十万人もいる米の需給変動を全面的に市場任せにするということでもあります。

米の過剰で生産者価格が大暴落しても生産者の責任にされてしまいます。価格の乱高下や交付金

の廃止、削減で最も打撃を受けるのは現在の米価水準と交付金への依存が大きい大規模経営や集落営農です。地域経済にも大きな打撃を与えかねません。将来の見通しが立たないというのが農家の声であります。

今回の目玉とされているのが、飼料用米の交付単価の引き上げです。飼料米生産は飼料製造工場や畜産経営と連携できれば有効であり、私たちも実用化を求めてきました。しかし、生産は残念ながら伸び悩んでいます。その原因には、地域に飼料工場や畜産農家が少なく、一旦栽培すると品種がまざってしまうおそれがあり食用米がつかれなくなる、などが挙げられています。10アール当たりの飼料米生産助成金が現行8万円から最高10万5,000円にふやされますが、しかし面積から収量に基づく支払いに変わるため、最高額の支払いを受けるには680キロの生産が必要であります。こういう状況の中で、伊根町のような零細な稲作は良食味米で潜在的価値が高いにもかかわらず、今後も米をつくり続けられることができるのか、心配するところでもあります。

政府の農業所得倍増、攻めの農業の推進で攻められて消えていくのは伊根町のような小さな農家ではないかと私は思います。今後の農政改革を注意深く見ていきたいと思っております。

さて、丹後米コシヒカリは穀物検定協会の食味検定で新潟県魚沼産コシヒカリと同じランクの、4年連続で12回目の最高ランク特Aになっています。しかし、近年米価は大きく下がり、再生産を償う価格にはなっていません。おいしい米であってもそれに値する価格にはなっていません。丹後米コシヒカリは高品質、良食味を目指すことに加えて、生産者にトレーサビリティ、栽培履歴記帳の徹底を図り、施肥の年月日、量と、農薬の使用月日、使用量を明確に管理しておりますので、高品質、良食味にプラスして安心・安全な丹後産コシヒカリとなっております。伊根町産のコシヒカリもこのことには厳格に踏襲しております。その産地の一つとして、今こそ町内でのそのおいしい米の消費拡大にさらに取り組みむ必要性を感じているところでもあります。

あわせて、生産費を償う、採算のとれる米づくりへの支援が求められています。本来、米の価格補填制度の確立は国の責任かと思いますが、待ったなしの課題と受けとめ、農家への支援が必要かと思っております。

そこで参考にするのが、宮城県大崎市鳴子の米プロジェクトであります。米の政策転換で切り捨てられた小さな農家を消費者も含めた地域の力で支えようと、観光協会をはじめ消費者の協力で立ち上げたプロジェクトであります。これは農業新聞でも紹介をされておりました。鳴子の場合は農家が意欲を持って米づくりのできる価格を9,000円と設定し、これを保証し、地元への販売価格は1万2,000円でその輪を広げようと活動が広がっています。旅館、ホテル、食堂などから注文が入り、つくる人、食べる人、応援する人の輪が広がり、所得増に刺激をされ、後継者も生まれていると聞きます。事務局は市の総合支所観光農政課に置かれ、農協も協力体制をとっているとのことでもあります。

鳴子の米プロジェクトを参考にしながら町内産の米を町内で消費する地産地消を推進し、農家が安定して生産できるよう、食べ手がおいしく安心して購入できることを条件に食べ手が買い支えるシステムを農家、行政、JAで協同でつくり、あわせて府の内外にも伊根ブランドの米として販売する、伊根町独自生産から販売に関するシステムを、例えば観光客に、伊根に興味がある方に、親戚に、友人に、伊根町出身者に年間伊根ブランドで生産した伊根産米を予約してもらうような、今のうちにこういうシステムをつくっていくべきかと考えています。

今後、稲作、米の価格、米の需給については不安定要素がいっぱいあります。集約型の施設園芸だけでは伊根町の農地を守ることはできません。やはり土地利用型作物の稲作も守らないと耕作放棄地はふえていきます。伊根町の米づくりもええなあと思える施策をつくっていかないと手おくれになるような気がしますが、町長のお考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

大変米価、本当に安くなっておりまして、30キロが5,000円を割ったとかいう話を聞きまして、私も京都府の農業再生委員会の委員をさせていただいておりまして、その席でもその話を議論しておりましたが、なかなか近畿農政局からも米の猫の目農政だというような話で確たるお答えをいただくことができなかったわけでもあります。

また、飼料米の転嫁もありましたけれども、結局のところ飼料米を使ってくれるところが近所にはないんです、近畿管内には。ですから、何ぼそれをつくって値段がついても運送費で食われてしまって倒れますね。それと増して、また大きなトラックで運んでいく最中、あれ変わっていくんです、運んで振動があるうちにだんだんだんだん比重が。いいものと悪いものが上下が分かれていく、そうなるとうちのときに攪拌装置が要るらしいですね。大きな金がかかる。そうでありますので、我が町では飼料米についてはほとんど論外ではないかなと思います。

それで酒米なんかはどうなんかなと。またその辺のことは皆さんとお話もさせていただきたいなと思ったりもしております。いかに補助金、そしてまた転作、そういうもののベストミックスはどの辺になるんか、そういうこともよくよく考える必要があるのかなと、そのように思ったりもしております。

さて、伊根町ブランドの米作りについてでございますが、丹後米コシヒカリは、議員がおっしゃるように、今年度も日本穀物検定協会の米の食味ランキングで特Aを獲得し、4年連続12回目というすばらしい成績を残しております。関係者のご努力に敬意を表する次第でございます。

しかしながら、このような評価があるにもかかわらず米価が大きく下がるという現状は、生産者の耕作意欲を減退させるものとして危惧するところでございます。原因の一つには、幾ら丹後米として特Aをとっても、JA京都、全農の方針でほとんどが京都米ブランドで売り出されており、なかなか丹後特Aのブランド化ができていないこともその一因と考えられます。

そこで、議員のおっしゃる町内の地産地消でございますが、伊根町地産地消推進方針の中では、米のみならず町内で生産される全ての食材の利用拡大を進めることとして、商工会、観光協会、学校、福祉施設等を含めた伊根町地産地消推進協議会を立ち上げ、取り組み状況の情報共有や課題などについて協議し、利用拡大に努めているところでございます。

しかしながら、町内だけの消費では、観光などの流入人口も含めても170t程度が天井でございます。現在町内で生産される米は600t前後でございます。そうなりますと、430tは既に町外への出荷販売となっております。しかしながら、その170tにつきましても、食べ手が買い支えるシステムについては町内でも実際には30キロ1万円前後で個人取引されているのが実態であり、60キロ2万円前後で現実に流通しているようにも伺っております。

また、一部の農家ではこれらに近い単価で町外へも出荷していると聞いており、そういう意味におきましては、伊根町でもつくる人と食べる人とのつながりが部分的ではございますができてきているようにも感じているところでございます。そういうものをオール伊根町で取り組み、残る430tもそれなりの値のつく方策をとれないかと模索するところでございます。

町内の米を町内人口だけの消費では不可能でございますので、余裕米は町内の旅館とか民宿、レストラン、食堂等、料飲業者がおいしい丹後産特Aを提供していることから見ると、食べたお客さんがおいしかったと思ったとき、いつでも宿や店舗で販売できる仕組みであったり、そういった取り扱いを既に舟屋の里あたりでもやっております。27年度早々からそういうような取り扱いのやり方を皆さんで取り組んでみてもいいのかなと、そのようにも考えております。

鳴子の成功事例もつくり手と食べ手が手を携えることから始められ、若い人が農業にかかわれる仕組みづくりや新しい仕事おこしなどにつなげていくとともに、過酷な競争原理や非情な市場原理を乗り越えて、今日の鳴子の米プロジェクトが展開されているものと考えております。

議員おっしゃる、今後、発展的に町内外への販売システムの構築につきましては、あくまでも主体となるのは農家や関係団体でございます。その方々が積極的に活動していただかなくては成功例にはなりにくいと考えております。

本町でもこれらを踏まえ、今後、意欲のある方々の一歩進んだ取り組みに、町もともに考え、支援してまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 伊根町でも地産地消というのを大変強力に取り組んでいただいて、学校、保育所それから観光業者など、ほとんどの方が伊根町産米を利用させていただいて、大変ありがたいことではございます。せっかく観光客が大勢伊根町に来ておられて伊根町の米を旅館、民宿で食べ

られて、おいしいなと感じて帰ってもらっていると思うんですが、そういう方たちに伊根町の米を年間予約できるようなパンフレット、システム、そういうものをぜひつくってもらえるようなことにならないかなというふうに考えておりますが、またそういうこともぜひとも検討していただいて、伊根の米を守っていただきますようによろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、耕作放棄地対策について及び特殊詐欺振り込め詐欺対策についてを通告議題として、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

耕作放棄地対策について質問させていただきます。

戦後、日本の農業を支えてこられた昭和一桁世代の多くの方が引退時期を迎えた今、担い手が不足しています。農業人口は1955年当時は産業人口の38%を占め、産業最大でありました。1962年には農業経営の規模拡大、農地の集団化、機械化、農地保有の合理化などによる農業の近代化を目指した農業構造改善促進対策事業が本格化し、農業政策として機械化一貫体制が大きく上げられました。しかし、近年では米余りによる米価の低下や農産物の輸入の増加により農業収益が減収し始め、慢性的に後継者不足となりました。現在では農業従事者の高齢化が進んでおり、2010年の農業者は産業人口の約4%の260万人で平均年齢は約66歳であり、35歳未満の農業者は全体の5%であります。

そういった中、今後数年間に再び耕作する意思のない耕作放棄地は日本全体で、2010年の調べで不作付耕地が約19万haあり、荒廃した耕作放棄地が約21万haあり、合わせて約40万haあると言われております。また、京都府内の耕作放棄地は2010年時点で3,000ha弱と言われております。

耕作放棄地は雑草の繁茂により病虫害の発生や有害鳥獣のすみか、用排水施設の管理への支障、ごみの不法投棄など、周辺の環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。また、食料の安定供給のためにも優良な農地を確保しておく必要があると思っております。

当町におきましても、人口減少に伴い、山合いで細々と耕作していた農家の方が年をとり、大切に育てた作物は猿やイノシシに食い荒らされ、ほとんど出荷できなくなる。また、子供は田舎を離れ他市町へ移住するなど、農地は草だらけ。これが土地持ち非農家の放棄地の実態ではないかと考えますが、現在当町において耕作放棄地の面積はどれくらいあるのでしょうか。また、今後の増加していく耕作放棄地の対策をどのように考えておられるのでしょうか。

次に、特殊詐欺、振り込め詐欺対策について質問させていただきます。

警察庁のまとめによりますと、振り込め詐欺の被害額は昨年10月末で何と約294億円にも及んでおります。おとし1年間の被害額259億円を超える史上最悪の被害であり、300億円を突破して、このペースでいくと振り込め詐欺で1日に1億円被害になるとと言われております。また、昨年、特殊詐欺と振り込め詐欺での被害額は453億円となっております。

振り込め詐欺とは、家族、警察官、弁護士、銀行協会などを装い金銭を要求するオレオレ詐欺、通知書、電話、はがき、メールで金銭を要求する架空請求詐欺、はがき、電話、ファクス等で資金融資を勧誘し、実際は融資しないのに保証金の名目で現金を要求する融資保証金詐欺、税金、年金などの還付金があると偽り、その手続名目にATMを操作させ送金を行わせる送金等詐欺、これらを総称して振り込め詐欺と呼ばれております。最近では振り込みだけでなく、宅配便を装いタオル等に現金をくるんで送る、同僚や友人を装って現金を自宅に取りに来る現金受け取り型等が8割を占めていると言われております。息子や娘を装って高齢者をだます振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺も手口がより巧妙になり、防ごうと思っても次の手、次の手でやってくるとと言われております。

また、調べてみますと、京都府の振り込め詐欺の被害件数は平成25年が169件、平成26年158件と被害件数は減少傾向にあります。平成25年の被害額約5億円、平成26年の被害額約11億円と被害額は倍増しております。

また昨年、宮津署管内での被害件数は4件と聞きましたが、当町でも特殊詐欺にだまされそうな方がおられたとお聞きしました。当町ではひとり暮らしの高齢者の方も多くおられます。今後だま

されないような対策を考えますが、町長のお考えをお聞きしたいです。

以上について、答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の耕作放棄地対策についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、耕作放棄地の増加は伊根町のみならず全国的な問題となっており、さまざまな悪影響を与えております。人口減少や高齢化による担い手不足、また、農産物の価格の低迷などが大きな要因でございます。これは都市集中の人口動向の中では必然的な事態であると言えます。全国的に見ても耕作放棄地は約40万haと、滋賀県の面積と同じ程度となっております。増加の一途をたどっており、20年間で2倍となっております。

伊根町の平成26年度現在の耕作放棄地面積は約35haとなっております。農業振興地域のおおむね14%を占めております。そして、年々増加をする傾向にございます。伊根町での耕作放棄地発生防止の事例としては、平成21年に本庄上の成で約1ha、平成24年に本庄宇治のアゲシで新規就農者のための団地として圃場改良を行った事例がございます。

今後の対策でございますが、中山間地域等直接支払い事業や農地水環境保全対策支援事業を活用し、多面的機能の確保をしていただきたいと思いますと考えておりますが、正直なところ現状維持が精いっぱいの状況であります。耕作放棄地発生を防止するため取り組んでも、誰がその後耕作するのか。担い手が不足している中で大変難しい状況でございます。

また、国の耕作放棄地解消のための補助制度もございますが、解消した後の農地利用が定まらなると実施していくことができません。担い手が不足している中で条件の悪い農地を耕作する担い手がいるのかという問題がございます。現在の比較的条件のよい、耕作をしている農地をできるだけ維持していくことが重要でないかと考えております。

また、これは私の個人的な考えで実現には至っておりませんが、復田できる農地を耕し、作物をつくらなくても水を張ってビオトープとして管理いただく、これにわずかではありますが管理費をお支払いし、里山の景観を保全する。初期の労力が必要であります。今実施しないと森林化してしまい田畑に戻すことができなくなるため、農地利用に限らず、こういったことも検討してまいりたく考えております。

次に、特殊詐欺被害については、全国で多くの方々が被害に遭われていることは新聞、テレビ等でも報道をされております。本町でも被害に遭われそうになった方がおられるのは事実でございます。しかしながら、幸い被害には至っておりません。特殊詐欺は、以前はオレオレ詐欺とも言われたように電話で孫などを装い高齢者をだますものでございましたが、近年は複数人のグループで立ちかわり電話をかけたりする劇場型の詐欺が横行するなど、その形は巧妙になってきているところでございます。

議員ご質問の今後の対策についてでございますが、一地方自治体である町が行えることは注意喚起、啓発、これしかないように思っております。平成26年度には宮津警察署の主催で特殊詐欺被害撲滅キャンペーンが伊根町福祉センターで実施をされました。

本町の取り組みでは、平成23年度、平成24年度に町職員、消費生活相談員、民生委員、そして駐在所の警官の4名で町内の独居老人、老夫婦世帯等を半年間かけて各戸訪問した経過がございます。その訪問の際でも、お酒が送りつけられている事例や使用しない置き薬が大量にある、そのような事例など、特殊詐欺とは言わないまでも消費者被害に遭われている方もあったと報告を受けております。しかしながら、その方たち、当のご本人はそれを被害とは思っておられないようでありまして、どう対応したらよいのかわからずお金を支払ってしまう、これは現実で、他にも表に出ていない被害もあるのではないかと危惧をするところでございます。民生委員さんによりますと、こういう訪問活動を実施したことで、それ以後の通常の委員活動の際に、高齢者のちょっとした変化に気づけたとか、何かおかしいなと感じたとか、そういう事例もあるようでして、地道な活動が大切だと感じているところでございます。

今後ともそういった啓発活動、戸別訪問などを通じて注意喚起を行い、詐欺の実態などをお知らせし、加害者側をどうすることもできませんので、特殊詐欺とはこういうものだということを理解し

ていただくことで被害に遭わない意識づけを行い、実際に何かおかしい電話などがあった場合の連絡体制などを構築し、行政が警察、民生委員さんなどと協力して高齢者などが被害に遭わないための取り組みを進めてまいりたく考えております。それでも、とにかくにも町民みんなで声をかけ合うことが大事のように思います。とりわけ独居高齢者、高齢者世帯には隣近所や親しい方が折に触れ声をかけていただきたく思います。議員もよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 耕作放棄地ですが、京都府のほうでもことしの秋、9月の議会のほうで空き家等耕作放棄地活用条例を提出するということが新聞報道でありました。有識者や農家などから検討委員会を立ち上げ、協議はもう4回ほど進んでおるということも聞いております。そういったことも今後はまた、条例ができた場合のことも考えていただきたいというふうに思います。

それから、次の特殊詐欺、振り込め詐欺なんですが、今年3月4日に宮津の中央公民館のほうで府民防犯ステーションという研修会のほうに参加させてもらったわけですが、その中で振り込め詐欺、特殊詐欺は金額がすごく大きい金額になってきているということと、あとこれからは東京オリンピックの詐欺も懸念される、考えられるということをおっしゃっておられました。事前にそういうことがわかれば、広報するなり何なり知らせていただくようなことも必要ではないかと考えておりますので、そういうことも検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 空き家等耕作放棄地の検討委員会、その後の検討委員会でまた答えが出てませんのであれですけども、そのようなものができ上がってきましたら我々も検討したいなと思っております。

難しいのは、空き家は何とか都合がつくのかなと思うんですけども、耕作放棄地を先に公費をかけて耕作できるようにして待つのか、来られた方にその放棄地を使ってやれと言うのか、なかなかどちらも難しいような話で、検討委員会のほうでいろんな形のものででき上がってくると思いますので、それなりに我々も対応させていただきたいなと思います。

また、特殊詐欺、もう本当に形態が種々さまざまでありまして大変であります。先ほども申しましたけれども、本当に近い方々に、皆さんお気づきじゃないかなと思うんですね。ちょっとおじいちゃんおばあちゃん危ななっとなと思われる方、おられると思うんですね。そういう方には本当に折に触れて、大丈夫かと、こんなことはあかんでというようなことを皆さんで何とか広報というか、啓蒙していただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、小学校統合についてを通告議題として、藤原正人君の発言を許します。2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

全国各地、多くの市町村で今、少子化による小・中学校の統合が課題となっております。当伊根町におきましても、本年度より2中学校が統合され1中学校となりました。小学校においては、地域住民の皆さんの理解が得られなかったということで見送られまして、現在2小学校が存続されております。

統合することにより、地域の象徴でもある学校がその地域からなくなるということは大変寂しいことの上、また、保護者、児童への通学時の負担、また地域でのかわり、空き施設の増加等、さまざまな問題も起きてきます。

過去に朝妻小学校、また筒川小学校が伊根小学校、本庄小学校へと統合されたわけなんですけれども、当時私も地元小学校が残るといってさほど実感をしなかったわけなんですけれども、今回の中学校の統合ということで、あった学校がなくなるということで、当時の朝妻地区、また筒川地区の皆さんの寂しい気持ちを今、実感しておるところであります。

後期計画の中では、一時的に児童数が増加する年もあるようなんですけれども、今後児童数が倍、また3倍とふえる可能性はよほどのことがない限り難しい問題ではないかと思っております。教育長も一昨

年、統合検討が必要な時期は遠い先のことではないと答弁されております。複式学級がマイナス面ばかりでなくプラス面も多くあると思います。できるものなら統合しないで今のまま存続していければよいのですが、今後2年、3年と年月をかけて検討していかなければならない課題でもあり、教育長がおっしゃったその時期が来ているのではないかとも思われます。

後期計画では、学校統合という文言が修正されておりますが、当時立ち上げられた検討委員会なるものは今現在も存在しているのか。その後、保護者等への意向調査等をされたことがあるのか。また、耐用年数等について十分な老朽化対策はされているのか。統合の問題は、あくまでも児童の思いはもとより、地域住民、保護者の方の合意に基づく統合でなければならぬと思いますが、今後の統合促進についてお伺いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、藤原議員さんのご質問にお答えします。

初めに、昨年の4月、本庄中学校、伊根中学校の統廃合を行い、1年が経過しようとしております。現在のところ、校長が式辞でこの1年、統合してよかったと言える学校経営をしていきたいということを述べました。今、そのようにしながら順調に経過をしているというように思っております。

それでは、小学校統合についてのご質問につきまして、4点について回答をいたします。

1点目の統合検討委員会は、平成20年度に設置をし、当時、小・中学校とも統合すると答申を年度末にいただきましたので、それをもって委員の任期は終了しております。委員会は存在していません。

2点目の保護者への意向調査ですが、調査はしていません。今後もその予定はしていません。児童数の減少や本庄小学校が平成27年4月から2複式になるなど、学習環境の変化に伴い、PTAが統合に関し会員さんの意向調査をされるのかもしれませんが、行政側から調査をするといった動きは考えていません。

3点目の十分な老朽化対策はなされているのかですが、平成22年度に二校とも耐震補強工事を施工し、安全性の確保はできたと思いますが、各施設の老朽化対策はできていません。伊根小学校は昭和53年建築で37年を経過、本庄小学校は昭和56年建築で34年を経過しています。30年以上の経年劣化によりこれまでから改修箇所が幾つか発生しており、その都度予算を組みながら安全な施設に衣がえをしているという状況です。その都度予算化し改修工事を行っているのが現状であります。集中した大規模な改修工事は実施していませんので、2校の現状を調査、把握し、対策を講じることは今後の課題でもあります。

最後に、今後の統合促進については、平成20年度に統合検討委員会を立ち上げ、答申を得まして、保護者、また地域の皆さんへの説明会、懇談会を100回近く開催し、結果、小学校は子供の通えるところ、保護者の近いところということで2校とも存続、中学校は平成26年4月に統合すると決定しました。平成24年度でありました。中学校の統合は検討から説明、実現まで7年を要しました。もし小学校統合を検討するのであれば、相当の年数が必要であろうと推測いたします。ご質問の統合の促進は、教育委員会としましては、新たに統合検討委員会を設置する予定はございません。小学校の統合に向けて町行政から動くことはいたしません。保護者、地域の皆さんから統合の要望が上がってまいりましたときには、内容を検討し、今後の方向性を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） ただいま意向調査はなされてないということなんですけれども、通告書にはちょっと書いてないんですけれども、平成31年以降は児童数の増減は減る一方なのか、わかる範囲で教えていただきましたら、お願いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 今のところ、生まれた子供が学校に就学するのが6年ほどかかるということでございますので、そこから予想を立てて31年、32年ごろの人数ですが、本庄小学校は来年度から24名になるので、複式が全校児童が25名以上で1複式というようなことですので、

24名になるので、先ほど言いました2つの複式、1年生が単、2年3年が複、4年5年が複、6年生が単と。そして特別支援学級が1つというような状況です。人数的にはどんどん減っていきまして、31年ごろには本庄小学校は19名の今、予定であります。並行して伊根小学校を見ると、ほとんど変わらないという現状であります。ただ、今伊根小学校にも複式が1つございます。それが解消したら、今のところなくなるというように考えております。

○議長（泉 敏夫君） 2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） 地元の皆さんの意向を参考にして、これからまた地元から要望があれば考えていかれるということで、また私自身も努力していかなくてはならないと思うんですけども、若い定住者の家族が1家族、2家族でも伊根町へ迎えることができ、児童数が少しでも減少しないような伊根町になることを願望しまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、藤原正人君の一般質問を終わります。

最後に、地方創生法と伊根町総合計画についてを通告議題として、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、通告書に従いまして私の一般質問に入らせていただきます。

地方創生法と伊根町総合計画について、町長にお尋ねいたします。

平成27年度からは町長が施政方針及び予算編成の概要の中で表明されましたように、地方創生の取り組みが全国の自治体において一斉に動き出すこととなります。この動きに合わせ、国と地方が一体となり中長期的な視点を持って地方創生に取り組んでいくため具体的な施策をまとめた、地方版総合戦略の策定に向けた取り組みを開始すると述べられました。

先月の2月には、町内においても2回、伊根町が目指すべき方向を示した第5次伊根町総合計画の前期から後期の計画の見直しについての審議会が開かれ、さまざまな意見、質問があり、審議を受けた結果、後期計画の策定も見えてきたものになっていると認識しております。加えて、27年度からは住民懇談会の再開を予定されておると聞いております。ここで改めて町民ニーズ、地域要望を把握されると予測しております。

また、27年度予算案は子育て支援、定住促進、福祉対策など、これらを盛り込み、地域の農林水産業をベースとした観光振興を目指すものとし、所信表明で述べられた少子化対策、子育て支援の充実、情報網整備等新たな施策、事業計画が反映されている予算案であると評価しております。

26年の12月議会において、濱野議員のほうからも地方創生について一般質問がされました。その中の答弁において、第5次伊根町総合計画基本構想に基づく後期計画とのすみ分けについては、伊根町が目指すべき方向性は全て総合計画である、地方創生関連事業等については目的達成の一手段と考えており、本町も同様の課題と対策が必要であり、あえて線を引く必要はないというふうに述べられております。

また、地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定については、概要がそのときは11月に示されたばかりであったため、国の動向を把握しつつ計画策定については対応していくという考えを述べられております。

年度も来月より変わり、新たな調整が始まるに当たり、現時点で地方創生に伴う地方創生関連事業等を活用し、新たな施策や計画する事業等がどの程度まで実現可能なのか、また今後どのような予定でいくのか、町長のお考えをお示しいただきたく、質問させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

今後の伊根町の行政運営の方向性としてお示ししましたのは、一つには農林水産業を生かした集客、観光産業の育成、一つに少子化対策、高齢者支援、一つに社会資本整備、以上の3点になるものかと思っております。質問の内容は、これらの事業を地方創生関連事業でどのように実施をするのかというものかと思っております。

3月補正予算として議決いただいた予算の中で、住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型を、充当する事業として計上しております、海の京都推進事業の中のウォーターフロントカフェや子育てすくすくサポート事業の中の修学旅行補助金、給食費補助金がこれに当たるものと考えております。

新規の事業ではありませんが、買い物支援バスや福祉有償運送事業補助金の高齢者支援対策も国の地方創生趣旨にのっとり、地方創生先行型事業として計上しております。

また、保育料の軽減、第2子半額、第3子完全無料化については、平成27年度予算に計上しておりますが、地方創生先行型事業の補助金枠を鑑み、今回は伊根町の地方創生先行型事業では申請しないこととしております。

本町は4月以降、地域創生の取り組みを本格スタートさせます。役場幹部職員による本部会議で議論した方向性をもとに、実行部隊である幹事会で詳細を詰め、有識者会議でのご意見を頂戴し、地域創生総合戦略を策定をいたします。その中には、先行型事業には盛り込めなかった農林漁業を活性化させるための事業や社会資本整備関係の事業に関しても、平成28年度に出されるであろうと期待している新型交付金の活用を踏まえて、地域創生総合戦略に盛り込みたいと考えております。

また、地域創生総合戦略に盛り込めない事業であっても、伊根町にとって必要と考えられる事業、「この町で暮らす誰もがその人らしく生き生きと輝くことができ、町民の誰もが伊根町を愛し、幸せを実感して住み続けられる伊根町」、「この町に住む誰もが、幾つになってもにこやかに安心して暮らせる伊根町」、それを実現するために必要な施策は町独自予算でもって検討していくことを申し添え、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございます。

地方創生に関する交付金なんですけれども、ことしから始められるということで、今後何年あるかどうかというのは交付金、町長が常々おっしゃっておられます交付金自体が減少傾向にこれからの時代は入っていくということで、言われておるのも重々承知しております。それに合わせて、地方創生に向けての新しい交付金等もされると思いますが、それがいつまでそのような新たな交付金が配給されるのかということのもちょっとまだ不安なところがあるんですが、今後においても、今おっしゃいました、新しく事業計画でされました情報網の整備等、新規の分と既存の分のサービスを分けての地方創生関連の予算割合があるわけなんですけれども、ぜひとも今後におきましても伊根町が生き生きと、今おっしゃられましたようにいけるように、また地域要望の中でそれぞれの地域が自主的に頑張って活動しておられる等の支援等も今後も視野に入れていただきまして、新たな町政運営にやっていただきたく、それを願ひまして私の一般質問とさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問は全部終了いたしました。

休憩いたします。再開は11時25分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 11時12分

再開 11時25分

○議長（泉 敏夫君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第2号 平成27年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず初めに、原案に対し反対者の発言を許します。反対ございませんか。

次に、原案に対し賛成者の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、議案第2号 平成27年度伊根町一般会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。

さて、本予算は平成26年度対比4億4,000万円の減額、マイナス12.4%ではありますが、昨年度に続く3年連続の30億円を超える積極的な予算となっております。

本予算を事業別に見てみますと、地域情報基盤維持管理事業では光ブロードバンド回線を引くための補助で、インターネットユーザーは待ち望んでいたものであるとともに、高齢者の遠隔地から

の見守りなど、幅広く活用が広がることが期待できます。

継続事業のサロン型カフェ推進事業では、認知症の早期発見、早期対応は地域で認知症の人とその家族を支えるために非常に有効で、今後とも期待される事業であります。

不法投棄対策事業では美化活動としてパトロールを実施されています。必要な事業であります。しかし、知っている人にしか活動が見えていないのではなかろうかと気がかかります。トラックに美化パトロールをしていることを知らせるシールなどを張り、町民へのアピールも必要ではないかと思っています。

2年目の住宅改修助成事業は、町内の中小業者の仕事確保につながり、地域を本当に元気にするという点で町内にも波及効果があり、大きく期待するところでございます。

農業分野では、新規就農支援事業や京野菜生産加速化事業、需要対応型特産物生産支援事業などで若い農家が自立をして伊根町農業の中心となってもらうことを期待し、さらに今後空き農地がふえてくると予想される中で、若い方々が張り合いをもって農業をできるような基盤の整備と支援の充実、協力農場プランの策定支援など、今後も期待をしています。

また、前年度から5年かけて始まった農政の大改革で伊根町の農業がどうあるべきかのあり方から再検討しなくてはならない状況になります。町独自の支援も含め、農村集落の維持・発展のために検討が必要かと思えます。

有害鳥獣対策では、鳥獣の捕獲と追い払い、侵入防止柵設置の3点を効果的に実施されることが有害鳥獣対策の中心となることがまとめられてきました。さらにこの3点を深く追求することが求められ、研究機関と連携しながら獣害の少ない、安心して農業が営める環境づくりを進めていただきたいと思えます。猿による民家への侵入も以前に比べ格段に多くなってきています。次は人への危害に及ぶことも早い時期に起こることが想像ができます。1年に1回の猿の被害報告のアンケートではなく随時被害届を受理できる体制をとり、被害の正確な把握で個体数調整の必要性を数字で訴えられるようにすることが必要ではないかと思っています。猿の大型捕獲おりでの大量駆除には期待をしているところであります。

漁業改良支援事業では、新規漁業従事者の所得確保対策として300万円の支援が実施をされます。農業には支援があるが漁業にはないとの声が聞こえていたところではありますが、今年度より町単費で実施するというので、思い切った施策であり、漁業の後継者対策、活性化に大きく期待するところでございます。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ、期待するところであります。

まちづくり推進事業では、まちづくりを推進しようとする団体にとって大変有意義な制度かなと思っています。町内団体に十分な周知をいただいて効果的な補助金となることを期待しています。中でも、生き生きまちづくり応援交付金は、比較的自由に使える補助金として自治会にとって便利なものであり、今年度最終年度となり、全自治会で有効に活用されることを期待しています。そして、次年度もさらに金額を上積みして継続されることを期待しています。

子育てすくすくサポート事業は13カ月予算として新規の事業で、義務教育の無償化に大きな一歩を小さな自治体が踏み切ったことは画期的で心強い支援であります。また、子供は地域の宝という視点で全国に伊根町の姿勢を発信したことは意義のあることであり、大きく評価をいたすところであります。保育料の見直しや、第3子無料、第2子半額とあわせ、伊根町の子育て支援は町民にとっても他町から見ても魅力あるまちに映るのは必定であります。今後は、こうして大事に育てた子供たちをいかに伊根に定住してもらい、またUターンしてもらい、若い知恵と力を伊根町で使ってもらおうかということが大きな課題となってきます。大きく大変難しい課題ではありますが、このところには今後はメスを入れていく必要があると考えています。

都市部の一部大企業では景気が上向いているということではありますが、末端の地方や中小業、一次産業の分野では相変わらず不安定な状況で格差が広がっています。そして、長い閉塞感が続いています。そんな中で伊根町はそれらを打ち破り、町民との対話を重視し、町民の理解を求めながら小さな自治体のよさを生かして、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、伊根町に生活する町民を大いに激励するならば、町民に未来の展望を与えることができるのではないのでしょうか。町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただくことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 私は拓政会を代表しまして、平成27年度当初予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

東日本大震災から4年が過ぎました。いまだに避難生活を送る方は約22万9,000人、被災3県では恒久的な住まいとなる災害公営住宅の完成が15%にとどまり、政府が決めた5年間の集中復興期間は最後の1年の正念場を迎えると言われておりますが、今後も復興に向け、さらなる支援強化を図っていただきたいと思います。

さて、平成27年度当初予算であります。一般会計31億2,000万円、前年度と比較しますと4億4,000万円減、7特別会計と合わせて総額43億7,700万円、全会計で8億3,352万8,000円と、大幅に減少する予算となっております。

減額の主な要因として、伊根中学校の改築工事完了や伊根地区漁業集落排水工事完了により大幅に減少となっております。しかし、定住促進で新たに漁業を始めた人向けの、水産業でも農業同様に新規就業者支援として漁業開拓支援事業や、光ブロードバンドサービス提供を実施する企業に補助し、加入世帯や団体に関連機器を無料配布する地域情報基盤維持管理事業や、ライスセンター稼働のための機械設備導入とする集落営農発展型農場づくり事業など、新規事業として厳しい財政状況であっても将来の産業基盤となる投資は評価いたします。

また、観光施設整備事業では、海の京都関連の観光交流施設整備や景観に配慮した消防艇庫の改築は、商工観光業の振興策と舟屋群の防災強化と評価いたします。

また、昨年からはまった18歳までの子供医療費の全額補助に続き、小・中学校の教育費実質無料化、これまで各家庭が負担していた小・中学校の教材や修学旅行費、給食費などを町が支払う子育て支援の強化も評価するところではありますが、給食費などは一旦支払っていただき、給食費に係る費用分を新たに当町でしか使えない商品券を発行していただき保護者の方に配付するというような方法も今後は考えてみてはどうかと思います。

過疎と高齢化は進む中、未来の伊根町を背負っていく子供たちに将来の産業基盤の整備や農林水産業、商工観光業の振興策を講じ、子育て支援や定住促進などを盛り込んだ、今後住民生活につながる予算と考えます。

また、今年度から地方創生への取り組みが全国の自治体において一斉に動き出す中、当町での今後の取り組みを期待しています。本年度予算に対する私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかにありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、議案第2号 平成27年度伊根町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、日本を取り戻す、そしてそのためにはこの道しかない、こう訴え続け、安倍政権は誕生して2年余り、我が党は全力で走り続けてまいりました。その間、デフレ脱却、雇用・所得の拡大を目指し、いわゆる3本の矢を放った効果が、バブル経済崩壊後の失われた20年と言われた長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、景気は回復傾向にあると言われております。今後は伊根町はじめこの過疎地域、そして全国津々浦々、地域の隅々まで、また国民一人一人がこの景気回復を実感できるようにしていくことが何より重要であり、地方こそ成長の主役であり、そのための道筋をより確かなものにしていかなければなりません。

政府は昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を掲示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するために今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示したまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。この中では、世界で類を見ないスピード進行している人口減少、超高齢化社会の原因を少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げております。

あわせて、地方創生を国と地方が一体となり中長期的視野に立って取り組むため、全自治体に対して、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請し、本町でも本予算に計上されているように平成27年中に策定に向け、委員会が組織されます。

安倍総理はせんだっての所信表明演説の中で、地方分権でも霞ヶ関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による地方のための改革を進め、地方の努力が報われる地方目線の行財政改革を進めるとしております。地方こそ成長の主役であります。

さて、平成27年度予算では、平成26年度一般会計第8回補正予算と合わせて13カ月予算とし、子育て支援、定住促進、福祉対策、農林水産業をベースとした観光振興を目指す予算が提案されております。

歳入歳出の予算総額は31億2,000万円で前年度と比較し12%減となっておりますが、海の京都関連の観光施設整備など、建設事業は継続している積極的な大型予算となっております。

また、本予算では地域情報基盤維持管理事業の光基盤整備補助金として、住民ニーズの高かった町内の光ブロードバンド回線の整備を行う通信事業者に対し補助金の交付や、自治振興補助金の補助率の引き上げ、そして一般質問させていただきました保育料の引き下げ等、若者の支援にも十分に組み込んでおられ、大いに評価するところであります。保育料は近隣市町では最も低いであろう料金が設定され、平成26年度一般会計第8回補正予算の義務教育の無料化等とあわせ、子育て支援の充実が図られております。本町が子育て世代に優しいまちを積極的に対外的にもPRできる、胸を張れる制度だと思えます。子育て世帯の負担軽減にあわせ、定住促進へともつなげていただきたいというふうに思います。

本予算で自分が特に評価しておりますのが、水産業費における新規事業、新たに漁業に従事する場合の漁船の取得等の補助、漁業開業支援事業であります。本事業では、平成27年度に開始される京都府の海の民学舎事業で研修を受け漁業経営を開始した新規に漁業を始める漁業の担い手に対し、所得の安定化を図るための支援策であります。水産業でも農業と同じような支援策を講じて第一次産業の振興を図るもので、国・府にそういった制度がないため、伊根町単独で実施するという制度です。自分も自民党に所属する地方議員の一人として、本課題については同志の府議の先生方、そして国会議員の先生方に支援策をお願いしていたところであり、大いに評価するものであります。今後は本制度の創設を含め、さらに国・府に対し本制度の拡充について吉本町長ともども積極的に取り組んでまいりたいと思えます。吉本町長の第3期町政のスタート予算案として、希望あふれる伊根町へ、将来を担う若い世代や子供たちに引き継いでいくためにも町民の期待に応えられるものであります。

そのほかの予算案についても、将来の産業基盤となる増資を行い、農林水産業、商工観光業の振興策を講じ、子育て支援、定住促進など、さまざまな施策を推進していくため、効果の低い事業は見直され、住民生活につながる分野に重点的な予算配分となっております。なお、予算の進行管理に基づき、予算執行に当たってはスピード感を持って推し進めていただきたいと申し添えておきます。

今後、一層の行革の推進、各実施計画に沿った施策の充実、それに対して決してとどまらず、着実に堅実に渾身の努力がなされ、たくましく優しく誇りある伊根町となることを大いに期待します。

以上、申し上げた認識のもと、提案されている平成27年度当初予算関係議案について、原案どおり成立することを期するものであることを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

また、我々議員には、法律的、道義的、説明の3つの責任があります。その3つの責任を果たすため、今議会でも多くの質疑をさせていただきました。町長はじめ執行機関の皆さんには丁寧なご答弁をいただきましたこと、感謝いたします。議案に賛成した以上、執行機関と我々議会議員も一緒になって説明責任はもちろん、アンテナを張りめぐらし、より最大限の効果を発揮すべく努力をしていくことをお約束しまして、討論とさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はありませんか。

討論はなしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成27年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第3号 平成27年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

続きまして、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成27年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議案第4号 平成27年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成27年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、議案第5号 平成27年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成27年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（泉 敏夫君） 日程第7、議案第6号 平成27年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成27年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第7号

○議長（泉 敏夫君） 日程第8、議案第7号 平成27年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成27年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第8号

○議長（泉 敏夫君） 日程第9、議案第8号 平成27年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成27年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第9号

○議長（泉 敏夫君） 日程第10、議案第9号 平成27年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成27年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第26号

○議長（泉 敏夫君） 日程第11、議案第26号 平成26年度伊根中学校グラウンド舗装工事請負契約の締結についてを議題とします。

○議長（泉 敏夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第26号 平成26年度伊根中学校グラウンド舗装工事請負契約の締結についてでございます。

伊根中学校グラウンドの暗渠排水管設置、真砂土舗装、砂入れ人工芝舗装工事請負契約の締結にかかわるものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） 議案第26号 平成26年度伊根中学校グラウンド舗装工事請負契約の締結について（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 今現在、山切りの工事も、山を切っている工事もやっておられるわけですが、それと並行してこの工事も着手されるんですか。いつごろからかかる予定なんですか。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） 今回のこの舗装工事につきましては、今の山切りが繰り越し事業となりますけれども、6月いっぱいをめどに今の山切り工事を進めております。このグラウンド舗装につきましては、6月上旬ぐらいから工事に入って、一部並行する時期もあるわけですが、その時期を予定しております。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） それが終わってから工事をするということですね、山切り工事が終わってから。運動会だとかそういう体育祭関係に支障は出てこないんでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） 伊根中学校の屋外整備につきましては、山切り工事、平田川の盛り土工事、そしてグラウンドの整備、テニスコートの整備、防球ネット、夜間照明等でございます。これ

らの工事を現在のところの予定では8月いっぱい、2学期からの全施設の供用開始を今予定をして取り組んでおります。したがって、体育祭等につきましては2学期というようなことだと思いますので、支障がないようには努力したいと思います。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑ありませんか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 工事内容で砂入り人工芝舗装のテニスコートというふうになっているんですけども、裏面に2面テニスコートがあるんですけども、このテニスコート自体が人工芝のテニスコートになるということですか。そういう認識でよろしいですか。

○議長（泉 敏夫君） 梅崎次長。

○教育次長（梅崎 良君） はい。そのとおりでございまして、青で囲ってある部分、テニスコートの図面が、そこに図が示してありますけれども、これ一面が人工芝の敷地というふうな形になります。その中にテニスコートの区画ができるという、そういう内容でございます。

○議長（泉 敏夫君） ほかにご質疑ありませんか。

ご質疑ございませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号 平成26年度伊根中学校グラウンド舗装工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 意見書案第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第12、意見書案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、各会派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明及び提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「すみません、賛成討論を行います」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） すみません、意見書案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に賛成の立場で討論に参加いたします。

皆さんはどのようにして毎日コミュニケーションをとっておられますか。多くの人は声を出し、耳で聞くことによって、つまり音声言語、日本では日本語を使ってコミュニケーションをとっています。しかし、音声言語のほかにも手や指、体の動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語、つまり手話も言語であるということをご存じでしょうか。

聾者は昔から手話を使ってきましたが、法的には手話は言語として認められてきませんでした。1933年以降2011年までは手話は言語としては認められておらず、公立の聾学校でも積極的に教えられるところは多くはありませんでした。多くの聾学校ではむしろ口話法という相手の口を見て話を理解する技術が主流となっていました。口話法は習得が難しく、口話法教育では先生の話す内容がよくわからず、先生と聾児のコミュニケーションが妨げられるなど、学力や豊かな人間性、社会性の発達にも重大な影響がありました。

2003年、世界聾連盟の提案により、国連アジア太平洋経済社会委員会で起草された障害者権利条約草案に、言語には音声言語と手話が含まれることが盛り込まれました。そして2006年、この草案を基礎とした国連障害者権利条約が全ての加盟国により採択され、手話は言語であることが世界的に認められることになりました。

日本においても2011年に障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されました。

これは、聾者にとっては大きな一歩となりましたが、次の一歩として必要なことは手話は言語であり、そのことが実際の生活に生かされるようにするための具体的な法整備と施策です。手話が言語であることを積極的に国民に広め、聴覚障害がある子供たちが手話で学ぶことができる環境を整備することが重要です。

学習指導要領は手話を文字などとともに授業でコミュニケーション手段に位置づけてはいますが、普通学校の国語のように手話を学ぶ授業の必要性は定められてはいません。日本語と手話の二つを対等に学ぶようにできること、どこでも気兼ねなく自由に手話を使うことができること、いつでもどこでもどんな内容でも必要とするなら手話通訳者を派遣してもらえることなど、聾者が社会的に自由に生きられることを目指す法律が手話言語法です。聾者同士のコミュニケーションが豊かなものになるために、そして聾者と健常者間のコミュニケーションも自由に行われる社会となるためにも手話言語法の制定は必要であるという意見を述べて、私の本意見書の賛成討論とさせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。

これから意見書案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを採決に入りたいと思います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 意見書案第2号

○議長（泉 敏夫君） 日程第13、意見書案第2号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明及び提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第2号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第14、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

本定例会におきまして、会議に付された全議案について、慎重審議をいただき閉会する運びとなりました、議員各位のご協力に対しましてお礼申し上げます。皆様、大変お疲れさまでした。

それではこれで閉会いたします。

閉会 12時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員